

(問8) 障害の特性に応じてどのような配慮が必要ですか。

各教科等の指導に当たっては、障害の状態や特性等を十分に考慮し、特に次に示すことに配慮する必要があります。

視覚障害とは、視機能（視力、視野、色覚など）の永続的低下の総称です。視機能が低下していても、それが短期間に回復する場合や片眼だけに視機能の低下がある場合には、視覚障害とは言いません。視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、光覚障害などを言います。

指導上の配慮事項

具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく活用できるようにする。

児童生徒の視覚障害の状態等に応じて、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる。なお、点字を常用して学習する児童生徒に対しても、漢字・漢語の理解を促すため、適切な指導が行われるようにする。

児童生徒の視覚障害の状態等によって学習上困難を伴う内容については、基本の理解を促す事項に重点を置いて指導する。

触覚教材、拡大教材等の活用を図るとともに、児童生徒がコンピュータ等の情報機器を活用して容易に情報の収集や処理ができるようにするなど、児童生徒の視覚障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する。

児童生徒が空間や時間の概念を活用して学習場面の状況を的確に把握できるようにし、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにする。

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下の総称です。聴力障害、聴覚過敏、錯聴などが含まれますが、聴力障害がほとんどであるため、聴覚障害と言えば一般的に聴力障害のことを指しています。

指導上の配慮事項

体験的な活動を通して的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努める。

児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しむ態度を養うように工夫する。

児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置いて指導する。

補聴器等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする。

視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やコンピュータ等の情報機器を有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

児童生徒の言語発達の程度に応じて、言葉による意思の相互伝達が活発に行われるように指導方法を工夫する。

知的障害とは、発達期に起こり、知的機能の発達に明らかな遅れがあり、適応行動の困難性を伴う状態を言います。発達期以降の外傷性頭部損傷や高齢化に伴う知能低下などによる知的機能の障害とは区別されます。

指導上の配慮事項

児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。

児童生徒の実態等に即した規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。

社会生活能力の育成を教育の中心的な目標とし、身近生活・社会生活に必要な知識、技能及び態度が身に付くよう指導する。

職業教育を重視し、将来の生活に必要な基礎的な知識や技能を育つようにする。

生活に結びついた実際の具体的な活動を学習活動の中心にすえ、実際的な状況下で指導する。

生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるように指導する。

教材・教具を児童生徒の興味・関心の引くものにし、目的が達成しやすいように段階的な指導を工夫するなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する。

できるだけ成功体験を多くするとともに、自発的・自主的活動を大切にし、主体的活動を助長する。

児童生徒一人一人が集団の中で役割を得て、その活動を遂行できるよう工夫するとともに、発達の不均衡な面や障害への個別的な対応を徹底する。

肢体不自由とは、教育的には、上肢、下肢又は体幹の運動・動作の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、椅子への腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、書写、食事、衣服の着脱、用便など、日常生活や学習上の運動・動作の全部又は一部に困難があることを言います。

医学的には、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを言います。

指導上の配慮事項

児童生徒の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方や指導の順序等を工夫する。

身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにする。

児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

病弱とは、病気にかかっているため、体力が弱っている状態を表します。病弱という言葉は医学用語ではなく、常識的な意味で用いられており、一般に学校教育の立場から、病気が長期にわたっているもの、又は長期にわたる見込みのあるもので、その間継続して医療又は生活規制を必要とする状態を言います。

身体虚弱とは、身体が弱いという状態を表します。身体虚弱という言葉も医学用語ではなく、健康や丈夫という言葉に対する比較として用いられる常識的な一般的用語です。

指導上の配慮事項

児童生徒の授業時数の制約等の状況に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図るなどして、効果的な学習ができるようにする。

健康状態の改善等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保つようにし、学習効果を一層高めるようにする。

児童生徒の身体活動の制限の状態等に応じて、教材・教具の工夫やコンピュータ等の情報機器の有効な活用を図るなどして、指導の効果を高めるようにする。

児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重とならないようにする。

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

注意欠陥多動性障害（ADHD）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものを言います。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

指導上の配慮事項（共通）

学習開始時に黒板の定位置に本時の流れや到達目標を示すなど、学習活動の見通しをもたせる。

絵や写真等を用いた教材・教具の活用、学習ルールを掲示するなど、見て理解する力が優れていることを活用する。

注目箇所を強調する板書計画、教室内の掲示物の精選及び机上の整理をする。

短い言葉で個別的に指示する。

スモールステップで課題を設定して成就感を味わわせ、ほめる場面を多くして自尊心及び自己肯定感を高める。

LD等の障害特性に応じた指導上の配慮事項については『笑顔のために』を、「言語障害」「情緒障害」の定義及び指導上の配慮事項については『就学指導資料』を参考にしてください。



引用・参考文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成14年
文部科学省「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」平成16年
文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領（平成11年3月）解説 - 各教科、道徳及び特別活動編 - 」東洋館出版社、平成11年
平成15・16年度広島県特別支援教育推進体制モデル事業調査研究運営会議「笑顔のために」平成17年